別添２

下水道事業経営有識者会議開催要綱

（目的）

第１条　建設局の下水道事業を取り巻く社会情勢の変化に伴う金利上昇や物価高騰等の影響を注視しながら、事業に係る諸課題を的確に把握するとともに、経営管理の強化に向けて、持続可能かつ適正な経営の在り方を検討するため、専門的な知見を有する外部有識者から意見を聴取する有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

（聴取事項）

第２条　会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

⑴　経営戦略次期改定に向けた検討・内容に関すること

⑵　施設整備・財源等経営改善に向けた取組に関すること

⑶　前２号に掲げるほか、第１条の目的を達成するために必要な事項

（会議のメンバー）

第３条　会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

２　会議は、必要があると認めるときは、メンバー以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第４条　会議のメンバー等は、会議の過程で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、本市が公表した情報及び会議が公表した情報については、この限りではない。

（座長）

第５条　会議の座長は、メンバーの互選により定める。

２　座長は、会議の議事を進行する。

３　座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

（開催期間）

第６条　会議の開催期間は、施行日から令和10年12月28日までとする。

（ウェブ会議の方法による選定会議の開催等）

第７条　座長が必要と認める場合は、会議をウェブ会議の方法（メンバーの全部又は一部がインターネットを通じて相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催できるものとする。この場合において、当該メンバーは、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって会議に出席したものとみ

なすものとする。

（事務局）
第８条　会議の事務局は、建設局下水道部調整課経営企画担当が担当する。

（雑則）
第９条　この要綱に定めるもののほか、会議の開催に際し必要な事項は市長が定める。

附　則
この要綱は、令和８年11月25日から施行する。